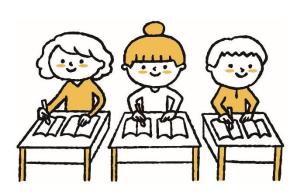
資料編



1 計画策定の経過等

(1)検討経過

「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の策定にあたっては、庁内における検討体制とあわせて、川崎市子ども・子育て会議において検討を行いました。

<川崎市子ども・子育て会議>

開催日等	計画策定に関連する主な内容
	第1回子ども・子育て会議 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」策定に向けた基本方針 について
令和3年4月28日	第1回子ども・子育て会議計画推進部会 ・川崎市子ども・若者調査の実施結果について
	第1回子ども・子育て会議子ども・子育て支援推進部会 ・川崎市ひとり親家庭に関するアンケート調査の実施について
令和3年7月28日	第2回子ども・子育て会議計画推進部会 ・川崎市子ども・若者調査の報告について ・就学前児童数の将来人口推計の見直しについて ・川崎市社会的養育推進計画令和2年度点検・評価について ・川崎市子ども・若者の未来応援プラン令和2年度点検・評価について
令和3年8月30日	第3回子ども・子育て会議計画推進部会 ・川崎市子ども・若者調査について
令和3年9月17日	第2回子ども・子育て会議子ども・子育て支援推進部会 ・川崎市ひとり親家庭に関するアンケート調査結果(概要)及び次期自立 促進計画策定における取組の方向性について
令和3年10月1日	第4回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン(素案)」の策定について
令和3年10月18日	第5回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン(素案)」の策定について
令和3年12月7日	第2回子ども・子育て会議 ・川崎市社会的養育に関するアンケート調査結果について ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン(素案)」の策定について
令和4年1月17日	第6回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン(案)」の策定について
令和4年3月16日	第3回子ども・子育て会議 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の策定について

<川崎市こども施策庁内推進本部会議>

開催日等	計画等字に関するステな内容
一 用惟口守 	計画策定に関連する主な内容
令和3年7月14日	第1回こども施策庁内推進本部会議検討部会合同部会 ・「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」、「川崎市社会的養育推進計 画」の年度評価について ・就学前児童数の将来人口推計の見直しについて ・川崎市子ども・若者調査の結果について
令和3年7月20日	第3回こども施策庁内推進本部会議 ・川崎市子ども・若者調査の結果について
令和3年8月19日	第3回川崎市こども施策庁内推進本部会議こども安全推進部会 ・「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書につ い て
令和3年8月24日	第2回こども施策庁内推進本部会議 「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」、「川崎市社会的養育推進計画」の年度評価について 「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書について
令和3年10月8日	第2回こども施策庁内推進本部会議検討部会合同部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン(素案)」の策定について
令和3年10月22日	第3回こども施策庁内推進本部会議検討部会合同部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン(素案)」の策定について
令和3年11月16日	第3回こども施策庁内推進本部会議 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン(素案)」の策定について
令和4年1月19日	第4回こども施策庁内推進本部会議検討部会合同部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン(案)」の策定について
令和4年2月1日	第4回こども施策庁内推進本部会議 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン(案)」の策定について



(2) 川崎市子ども・子育て会議委員名簿

(五十音順・敬称略)

役職	部会	氏名	選出区分	「五十音順・飯朴崎)
12.49	ф	青木・千恵	市民委員	公募委員
		一瀬 早百合	有識者	和光大学 副学長/現代人間学部 教授
		稲富・正行	労働団体	川崎地域連合 副議長/富士通労働組合プロダクトグループ サブグループ長
	*	岩堀 誠	市民委員	公募委員
	•	大野・伸之	子育て支援 従事者	川崎西部地域療育センター 地域支援課長
	•	奥村 尚三	保育	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 施設部会保育協議会 会長
	*	河村 麻莉子	子育て支援 従事者	NPO 法人子育て支えあいネットワーク満 理事
0	•	佐藤 康富	有識者	東京家政大学家政学部児童学科/東京家政大学短期大学部保育課 教授
	•	柴田 頼子	有識者	学校法人鷗友学園 特別顧問
	*	鈴木 伸司	教育	公益社団法人 川崎市幼稚園協会 会長
	•	関 和子	有識者	NPO法人 グローイン・グランマ 代表
	*	関口 博仁	医療	公益社団法人川崎市医師会 副会長
		丹野 清人	有識者	東京都立大学人文科学研究科教授
	•	長南 康子	認定こども園	田園調布学園大学みらいこども園 顧問
	•	坪井 葉子	有識者	洗足こども短期大学 幼児教育保育課 教授
	*	豊島 このみ	子育て支援 従事者	川崎市青少年指導員連絡協議会理事
	*	中山 伸一	事業主代表	川崎商工会議所 顧問
0		村井 祐一	有識者	田園調布学園大学 学部長/人間福祉学部 社会福祉学科 教授
	*	森昭司	子育て支援 従事者	川崎市民生委員児童委員協議会 会長
	•	森田博史	子育て支援 従事者	川崎認定保育園協議会 副会長
		芳川 玲子	有識者	東海大学 文化社会学部 心理・社会学科 専任教授
	■	吉田 弘道	有識者	専修大学 人間科学部 教授
	*	渡邊 直美	子育て支援 従事者	公益財団法人川崎市生涯学習財団 理事長

※1 役職 ◎:会長 ○:副会長

※2 部会 ■:計画推進部会 ◆教育・保育推進部会 ★子ども・子育て支援推進部会

(3) 会議条例•要綱

■川崎市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条の規定に基づき、川崎市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所堂事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第 17 条第3項、第21 条第2項及び第22 条第2項の規定に基づき意見を述べること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) その他市長が必要と認める者
- 3 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部余)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育 て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年12月18日条例第56号)

(施行期口)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(準備行為)
- 2 川崎市子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77号)第 17 条第 3 項に規定する意見を述べることができる。

附 則(平成27年12月17日条例第74号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

■川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱

(設置の目的)

第1条 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現と「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」目指し、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議(以下「推進本部会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1)川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 青少年施策及び子どもの権利施策並びに子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。
- (3) その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

(構成)

- 第3条 推進本部会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。
- 2 議長は、担当副市長をもって充てる。
- 3 副議長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

- 第4条 推進本部会議は、議長が招集する。
- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(検討部会)

- 第5条 推進本部会議に付議する事項について、調査及び検討、意見調整をするため、別表第2に掲げる検討 部会を置く。
- 2 各検討部会は、別表第2に掲げる検討項目の内容に応じて、関係部署の課長級の職員で構成する。
- 3 各検討部会の部会長は、こども未来局総務部長をもって充てる。
- 4 各検討部会の副部会長は、部会長が指名する。
- 5 第2項に掲げる者のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 各検討部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第6条 推進本部会議及び検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

川崎市こども施策庁内推進本部会議

0	担当副市長
	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	健康福祉局長
0	こども未来局長
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長
	麻生区長
	教育次長

◎議長、○副議長 事務局:企画課

別表第2(第5条関係)

川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会

部会名	検討項目
子育て推進部会	地域子育て支援施策に関すること 保育施策に関すること 幼児教育施策に関すること
こども支援部会	児童養護施策に関すること 母子保健施策に関すること 母子父子寡婦福祉施策に関すること
こども安全推進部会	青少年施策に関すること 子どもの権利施策に関すること こどもの安全に関する総合的施策に関すること

事務局:企画課



(4) パブリックコメント手続実施結果(概要)

ア 概要

川崎市では、子ども・若者への支援や子育て支援を総合的に推進していくため、令和4(2022) 年度から4年間を計画期間とする「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(素案)をとりまとめ、広く市民の皆様の御意見を募集しました。その結果、25通(意見総数91件)の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する本市の考え方、及び御意見を踏まえて作成した「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を合わせて公表します。

イ 意見募集の概要

題名	「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(素案)
意見の募集期間	令和3(2021)年11月26日(金)~12月27日(月)(32日間)
意見の提出方法	インターネット(フォームメール)、電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	◇市ホームページ ◇市政だより(令和3(2021)年12月号) ◇かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ◇関係施設(地域子育て支援センター、保育所、幼稚園、こども文化センター、児童養護施設、地域療育センター)において案内を掲出 ◇各附属機関等での説明 等

ウ 結果の概要

◇意見提出数 25通(電子メール22通、ファックス3通)

◇意見件数 91件(電子メール87件、ファックス4件)

項目	Α	В	С	D	Е	件数
(1)理念・基本的な視点等に関すること	1	1	0	2	0	4
(2)施策の方向性 [に関すること	0	1	3	24	0	28
(3)施策の方向性 II に関すること	0	2	0	15	0	17
(4)施策の方向性Ⅲに関すること	4	1	4	6	0	15
(5)子ども・若者を取り巻く個別課題に関するこ	0	1	3	13	0	17
ح						
(6)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の	1	0	0	1	0	2
量の見込みに関すること	'	O	O		O	_
(7)計画(素案)全般に関すること、その他	0	0	0	0	8	8
合 計	6	6	10	61	8	91

【御意見に対する対応区分】

A:御意見を踏まえ、当初案に反映したもの

B: 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの

C: 今後の取組を進めていく上で参考とするもの

D: 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの

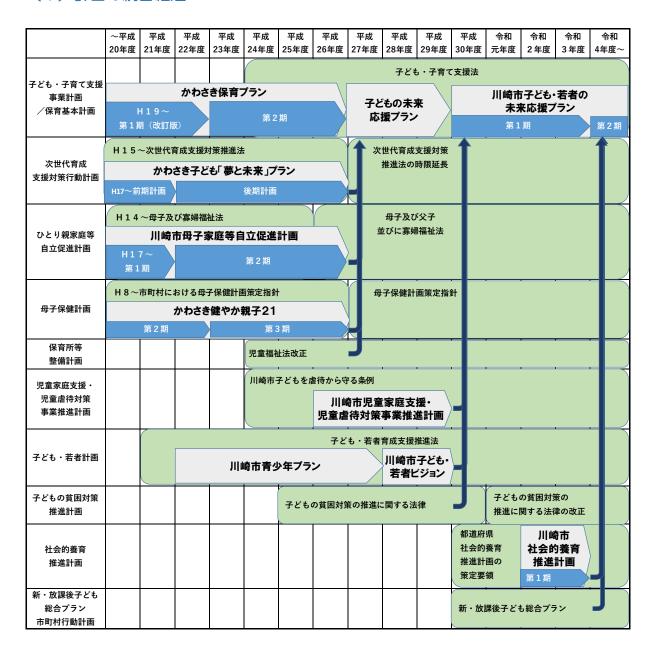
E:その他

エ 意見の内容と対応

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(素案)の内容に対する意見として、趣旨が案に沿ったもののほか、乳幼児健康診査や保育・子育て総合支援センター、児童相談所、児童養護施設の運営における取組の充実を求める御意見等がありましたことから、御意見を踏まえ一部意見を反映し、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(案)を策定しました。

2 関係法令等

(1)計画の統合経過



(2) 関係法令等の基本理念と計画に関する条文

■子ども・若者育成支援推進法(抜粋)

第2条(基本理念)

子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないように するとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好 な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

第9条(都道府県子ども・若者計画等)

都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成 支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるも のとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

■次世代育成支援対策推進法(抜粋)

第3条(基本理念)

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

第8条(市町村行動計画)

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

■子どもの貧困対策の推進に関する法律(抜粋)

第2条(基本理念)

子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。
- 4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的 な取組として行われなければならない。

第9条(都道府県計画等)

都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

■子ども・子育て支援法(抜粋)

第2条(基本理念)

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

第61条(市町村子ども・子育て支援事業計画)

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

■母子及び父子並びに寡婦福祉法(抜粋)

第2条(基本理念)

全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。 2 寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

第10条の2(母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施等)

都道府県等は、母子家庭等及び寡婦が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

第11条(基本方針)

厚生労働大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
- ー 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 都道府県等が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画(以下「自立促進計画」という。)の指針となるべき基本的な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

第12条(自立促進計画)

都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講 ずべき具体的な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

■児童福祉法(抜粋)

第1条 (児童の権利)

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第56条の4の2(市町村整備計画の作成)

市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園(次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。)の整備に関する計画(以下「市町村整備計画」という。)を作成することができる。

■川崎市子どもを虐待から守る条例(抜粋)

(基本理念)

第3条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。

- 2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。
- 3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健や かな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先 しなければならない。

- 2 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を行うものとする。
- 4 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めなければならない。
- 5 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。



(3) 包含する計画と事務事業

施策の方向性	施策	事務事業名	子ども・若者計画	次世代育成支援対策行動計画	子どもの貧困対策推進計画	子ども・子育て支援事業計画	ひとり親家庭等自立促進計画	保育所等整備計画	母子保健計画	児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	社会的養育推進計画	新・放課後子ども総合プラン
	1	(1)子どもの権利施策推進事業		0								
	_ - 子	(2)人権オンブズパーソン運営事業		0								
	える取組の推進子育てを社会全体で支	(3)男女共同参画事業		0								
	取組を	(4)地域子育て支援事業	0	0	0	0	0			0		
	世の会	(5)小児医療費助成事業	0	0								
	推全	(6)児童手当支給事業		0								
	一で	(7)児童福祉施設等の指導・監査				0						
Н	文	(8)子ども・若者未来応援事業	0									
子	2	(1)妊婦・乳幼児健康診査事業	0	0	0	0			0	0		
子どもが地域ですこやかに育	子	(2)母子保健指導・相談事業	0	0	0	0			0	0		
が地	ئے ±	(3) 救急医療体制確保対策事業		0					0			
域	0	(4)青少年活動推進事業	0	0	0							
す	促す 進こ	(5)こども文化センター運営事業	0	0	0		0					
こや	足進 足進	(6)わくわくプラザ事業	0	0	0	0	0					0
かた	なな	(7)青少年教育施設の管理運営事業	0	0								
育	以 長	(8)いこいの家・いきいきセンターの運営	0									
	の	(9)自治推進事業	0									
ا ص		(1)地域等による学校運営への参加促進事業	0	0	0							
つことのできる環境の充実	教育力の向上 9 学校・家庭	(2)地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	0	0	0							
300	教育力の向上地域における。 学校・家庭	(3)教職員研修事業			0							
↓ 環 ↓ 境	の向い	(4)家庭教育支援事業	0	0					0			
の女	上る家庭	(5)地域における教育活動の推進事業	0	0	0							
実		(6)地域の寺子屋事業	0		0							0
	4	(1)住宅政策推進事業		0								
		(2)民間賃貸住宅等居住支援推進事業		0	0		0					
	注 于 環 育	(3)市営住宅等管理事業		0	0		0					
	住環境づくり 子育てしやすい居	(4)魅力的な公園整備事業	0	0								
	くなせ	(5)公園施設長寿命化事業										
	<u> </u>	(6) 防犯対策事業	0	0								
	居	(7)商店街活性化・まちづくり連動事業	0									

施策の方向性	施策	事務事業名	子ども・若者計画	次世代育成支援対策行動計画	子どもの貧困対策推進計画	子ども・子育て支援事業計画	ひとり親家庭等自立促進計画	保育所等整備計画	母子保健計画	児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	社会的養育推進計画	新・放課後子ども総合プラン
Ħ	5	(1)待機児童対策事業		0	0	0						
子	質	(2)認可保育所等整備事業		0	0		0	0				
子どもの育ちの基盤となる保育	の高い保育	(3) 民間保育所運営事業		0	0	0	0					
育	の が 推 保	(4)公立保育所運営事業	0		0	0						
ちの	進育・	(5)認可外保育施設等支援事業				0						
基般	幼ョ	(6) 幼児教育推進事業			0	0						
世に	幼児教育	(7)保育士確保対策事業				0						
るる。	FI	(8) 保育料対策事業 (1) キャリア在り方生き方教育推進事業			0	0						
		(2)きめ細かな指導推進事業	0	_	0							
• 教		(3)人権尊重教育推進事業		0	0							
育環		(4)多文化共生教育推進事業	0	0								
教育環境の充実	6	(5)健康教育推進事業	0	0	0							
充実	子ど	(6)健康給食推進事業		0	0				0			
	子どもの	(7)教育の情報化推進事業	0	0								
		(8)かわさき GIGA スクール構想推進事業	0		0							
	生きる力」を育む教育の推進	(9)魅力ある高校教育の推進事業	0		0							
	<u>カ</u>	(10)学校教育活動支援事業		0	0							
	を	(11)特別支援教育推進事業	0	0	0							
	育む	(12)共生・共育推進事業	0	0								
	教育	(13)児童生徒支援・相談事業	0	0	0				0			
	が推	(14)教育機会確保推進事業			0							
	進	(15)海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業	0	0								
		(16)就学等支援事業	0	0	0							
		(17)学校安全推進事業	0	0								
		(18)交通安全推進事業	0	0								

施策の方向性	施策	事務事業名	子ども・若者計画	次世代育成支援対策行動計画	子どもの貧困対策推進計画	子ども・子育て支援事業計画	ひとり親家庭等自立促進計画	保育所等整備計画	母子保健計画	児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	社会的養育推進計画	新・放課後子ども総合プラン
Ħ	7	(1)児童虐待防止対策事業	0	0	0	0	0		0	0	0	
支		(2)児童相談所運営事業	0		0	0			0	0	0	
支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境	ر +	(3)里親制度推進事業	0	0	0					0	0	
必要	かが	(4)児童養護施設等運営事業	0	0	0					0	0	
\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	体制づくりな安心して草	(5)ひとり親家庭等の総合的支援事業	0	0	0		0	0			0	
と	1 2 0 7	(6)女性保護事業			0					0		
₹.	体制づくり 体制づくり なる支援	(7)子ども・若者支援推進事業	0	0	0					0		
岩者		(8) 小児ぜん息患者医療費支給事業										
やユ	支	(9) 小児慢性特定疾病医療等給付事業										
育	援	(10)災害遺児等援護事業					0					
家		(1)生活保護自立支援対策事業	0		0							
庭を	8	(2)生活保護業務			0							
支え	子	(3)生活困窮者自立支援事業	0		0							
える。	ئے +	(4)雇用労働対策・就業支援事業	0		0							
	向•	(5)民生委員児童委員活動育成等事業	0	0								
の充実	子ども・若者の社会的自立に	(6)自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	0									
実	文の 援社	(7)更生保護事業	0									
	会的	(8)障害者就労支援事業	0									
	自	(9)障害者社会参加促進事業	0									
	芒	(10)ひきこもり地域支援事業	0		0							
		(11)精神保健事業	0		0							
	ij 9	(1)障害者日常生活支援事業	0	0								
		(2)障害児施設事業	0	0	0							
	充実 ・ービスの 障害福祉	(3)発達障害児・者支援体制整備事業	0	0	0				0			
	() 湿	(4)地域療育センター等の運営	0	0	0				0			

3 成果指標一覧

施策	名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における目標値	指標の説明	目標値の考え方
	子どもの権利に関する条例の認知度 (子ども) (子どもの権利に 関する実態・意識調査)	52.5% (令和2 (2020)年度)	55.0%以上 (令和 7 (2025)年度)	「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数/全回答者数×100(%)	R2(2020)の実績を踏まえ、更なる取組を推進する
	子どもの権利に関する条例の認知度 (大人) (子どもの権利に 関する実態・意識調査)	33.2% (令和 2 (2020)年度)	44.0%以上 (令和 7 (2025)年度)	「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数/全回答者数×100(%)	ことにより、子どもは年約 0.5%増、大人は年約 2%増 を目標値として設定する。
施策1	ふれあい子育てサ ポートセンターの 延べ利用者数 (こども未来局調 べ)	8,292 人 (令和 2 (2020)年度)	12,948 人以上 (令和 7 (2025)年度)	各年の「ふれあい子育てサポートセンター実績報告書」の実績値	第2期子ども・若者の未来 応援プランの策定に伴い、 見直した就学前児童数の推 計値に対して、過去の当該 事業の利用率を乗じた値を 目標値として設定
	地域子育て支援センター利用者の満足度 ※10点満点 (こども未来局調べ)	9.0 点 (令和元 (2019)年度)	9.1 点以上 (令和 7 (2025)年度)	「地域子育て支援センター 利用者アンケート」(無作為 抽出)における各質問項目 (10 段階)の平均値	在宅で子育てをする家庭を 地域で支える取組として、 多くの親子に、親子で遊べ る場づくりや子育てに関す る情報提供・相談支援を推 進することにより、現状値 以上とすることを目標とす る。
	地域における子育 て支援活動の参加 数(延べ数) (こども未来局調 べ)	627回 (令和2 (2020)年度)	2,371 回以上 (令和 7 (2025)年度)	区役所で行う乳幼児健康診 査等での子育てボランティ ア活動延べ数	地域で子育てをする家庭を 地域住民が支えるための取 組として、ボランティア活 動の促進に取り組むことに より、過去4年間の実績平 均を上回ることを目標とす る。
施策2	乳幼児健診の平均 受診率 (こども未来局調 べ) 97.8% 97.8%以上 (令和 2 (2020) 年度) (2025) 年度) 厚生労働省「地域保健・健康 増進事業報告」の各年齢(3 ~4か月児・1歳6か月児・ 3歳児)における「(健康診 査受診実人数/健康診査対 象人数)×100(%)」の平 均値				健診の受診により子育て家 庭に適切な支援を行うた め、受診勧奨に努め、高い受 診率を維持することをめざ す目標値を設定する。
2	子育てが楽しいと 思う人の割合 (こども未来局調 べ)	96.9% (令和 2 (2020)年度)	97.8%以上 (令和 7 (2025)年度)	1歳6か月健診時における 問診票で、「お子さんと一緒 の生活はいかがですか」と いう設問に、「楽しい」と「大 変だが育児は楽しい」と答 えた人の割合	面接や訪問等を通じて、子 育て家庭への支援を強化す る取組を推進することによ り、前期を上回る目標値を 設定する。

施策	名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における目標値	指標の説明	目標値の考え方
	わくわくプラザの 登録率 (こども未来局調 べ)	36.2% (令和 2 (2020)年度)	51.0%以上 (令和 7 (2025)年度)	わくわくプラザ登録者数/ 対象児童数×100(%)	より広く児童に対し、放課後における居場所と健全な遊びを提供すべく、R7(2025)までに過半数以上の児童の登録をめざすものとして、目標値を設定する。
施策2	わくわくプラザ利 用者の満足度 ※10 点満点 (こども未来局調 べ)	7.6 点 (令和元 (2019)年度)	8.0 点以上 (令和 7 (2025)年度)	「わくわくプラザ利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値	子育て家庭のニーズが多様 化する中、放課後等に児童 が安全・安心に過ごせる場 づくりを進めるため前期を 上回る目標値を設定する。
	こども文化センタ ーの延べ利用者数 (こども未来局調 べ)	717,694 人 (令和2 (2020)年度)	1,830,000 人以 上 (令和7 (2025) 年度)	市内 58 か所のこども文化センターの年間利用者数(延べ数)	年少人口が減少する中にあっても、ニーズや地域特性に応じた事業を実施することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前(H30(2018))の利用者数と同水準を目標とする。
	「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合(全国学力・学習状況調査)【小6】	45.0% (令和 3 (2021)年度)	60.0%以上 (令和 7 (2025)年度)	全国学力・学習状況調査の 市立校の対象学年全児童の 平均値	地域差の大きい設問であ り、本市に限らず都心部で は数値が低い傾向にある。 そのため、当面の目標とし
	「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合(全国学力・学習状況調査)【中3】	31.2% (令和 3 (2021)年度)	40.0%以上 (令和 7 (2025)年度)	全国学力・学習状況調査の 市立校の対象学年全生徒の 平均値	て現状の神奈川県の平均値 (小6:60.9%、中3: 36.9%)に近づくことをめ ざす。
施策3	「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童の割合(市学習状況調査)【小5】	93.8% (令和3 (2021)年度)	94.0%以上 (令和 7 (2025)年度)	川崎市学習状況調査の市立 校の対象学年全児童の平均 値	これまで、小学校・中学校と もに 90%前後を推移して いる。相当な高水準であり、
	「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した生徒の割合(市学習状況調査)【中2】	89.1% (令和3 (2021)年度)	93.0%以上 (令和 7 (2025)年度)	川崎市学習状況調査の市立 校の対象学年全生徒の平均 値	小学校・中学校ともに現状 の高水準を維持していくこ とをめざす。
	親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合(寺子屋事業参加者アンケート)	94.5% (令和 2 (2020)年度)	95.0%以上 (令和 7 (2025)年度)	寺子屋において「親や先生 以外の大人と話すことができた」と答えた児童の数/ 寺子屋の学習支援参加者に おけるアンケートの回答者 数×100(%)	H28(2016)までの成果を踏まえ、実施手法を工夫することなどで、段階的な上昇をめざす。
	家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合(家庭教育事業参加者アンケート)	83.8% (令和 2 (2020)年度)	93.0%以上 (令和 7 (2025)年度)	家庭教育事業において「悩みや不安が解消・軽減した」と答えた参加者の数/事業参加者におけるアンケートの回答者数×100(%)	アンケート結果等を分析しながら、事業実施手法を工夫改善し、段階的な上昇をめざす。

施策	名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明	目標値の考え方
施策4	住宅に関する市民 の満足度 (まちづくり局調 べ) ※5年毎の調査	70.0% (平成 30 (2018)年度)	80.0%以上 (令和 5 (2023)年度)	市民へのアンケート調査に おける住宅に対する総合的 な評価で(満足・まあ満足) とした人の割合	本市は全国、神奈川県、横浜市と同等の値となっている (H25)。また、これまで順調に値が上昇していることから、上昇値の近似を取り、目標値を設定する。
	公園緑地の整備・管理状況についての満足度 (市民アンケート)	63.4% (令和3 (2021)年度)	65.0% (令和 7 (2025)年度)	市民アンケートにおける公園緑地の整備・管理状況の評価で(満足・やや満足)とした人の割合	多様なニーズを受け止める 公園緑地の整備状況の満足 度については、社会状況、世 代及び個人等によって大さ く変化するものであるが、 魅力ある公園緑地の整備と 効率的・効果的な維持管理 の継続により、現状の満足 度を上回る目標値とする。
	空き巣等の刑法犯 認知件数 (神奈川県警察統 計資料)	6,307件 (令和 2 (2020)年)	8,500 件以下 (令和 7 (2025)年)	県警発表による市内の空き 巣等の刑法犯認知件数(年 度ではなく暦年)	人口 1,000 人あたりの刑法 犯認 知 件 数 (H28 (2016) 時点) が政令指定都市トップの横浜市と同水準となる件数に目標値を設定
施策5	待機児童数 (こども未来局調 べ)	0人 (令和3 (2021)年4 月)	0人 (令和8 (2026)年4 月)	厚生労働省「保育所等利用 待機児童数調査要領」に基 づく、翌年4月の集計値	本市では H27 (2015) 年 4月、H29 (2017) 年4月 及び R3 (2021) 年4月に 待機児童解消を達成しているが、今後も認可保育所多 の整備や多様な手法にと役所 における利用者へのきめい における利用者へのきがいく 待機児童の解消を継続して いくため、引き続き待機児 童ぜ口を目標値として設定 する。
	認可保育所等利用 者の満足度 ※10 点満点 (こども未来局調 べ)	7.8 点 (令和元 (2019)年度)	8.4 点以上 (令和 7 (2025)年度)	「保育所等利用者アンケート」(無作為抽出)における 各質問項目(10段階)の平均 値	子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、さらに保育の質の向上に向けた 取組を進めることにより、段階的な上昇をめざす目標値を設定する。
施策6	「難しいことでも、 失敗を恐れないで 挑戦している、どち らかといえばして いる」と回答した児 童の割合【小6】 (全国学力・学習状 況調査)	73.0% (令和 3 (2021)年度)	82.0%以上 (令和 7 (2025)年度)	全国学力・学習状況調査の 市立校の対象学年全児童の 平均値	すべての子どもが積極的に活動し、主体的に物事に取り組むことができることを目標とする。 H29(2017)全国学力・学習状況調査においては必
	「難しいことでも、 失敗を恐れないで 挑戦している、どち らかといえばして いる」と回答した生 徒の割合【中3】 (全国学力・学習状 況調査)	66.0% (令和 3 (2021)年度)	75.0%以上 (令和 7 (2025)年度)	全国学力・学習状況調査の 市立校の対象学年全生徒の 平均値	学校、中学校ともに全国平均(77.4%、71.0%)を上回っているが、さらに多くの子どもが積極的に活動できるように、段階的な向上をめざす。

施策	名称 (指標の出典)	現状(直近の実績値)	計画期間における目標値	指標の説明	目標値の考え方	
施策6	「授業がわかる、ど ちらかといえばわ かる」と回答した児 童の割合【小5】 (市学習状況調査)	90.1% (令和 3 (2021)年度)	94.0%以上 (令和7 (2025)年度)	市立校の対象学年全児童の 平均値(小学校5年生:国語・ 社会・算数・理科、各教科の 平均値)	H29 (2017) 全国学力・学習状況調査において小学校・中学校ともに全国平均(81.4%、72.2%) を上回っている状況にあるが、さ	
	「授業がわかる、ど ちらかといえばわ かる」と回答した生 徒の割合【中2】 (市学習状況調査)	79.6% (令和 3 (2021)年度)	82.0%以上 (令和7 (2025)年度)	市立校の対象学年全生徒の 平均値(中学校2年生:国語・ 社会・数学・理科・英語、各 教科の平均値)	らに多くの子どもが「分かる」を実感できるよう、H29 (2017) の実績を踏まえ、 段階的に数値を引き上げて いくことを目標とする。	
	支援の必要な児童 ※の課題改善率(小 学校) (教育委員会事務 局調べ) ※学校が調査した、 発達障害等、支援が 必要な子どもの数	90.9% (令和2(202 O)年度)	97.0%以上 (令和7 (2025)年度)	課題が解消・改善した児童 数/全小学校が把握した支 援が必要な児童数×100 (%)	H29(2017)から児童支援 コーディネーターが全校配 置となったことから、H28 (2016)の児童支援活動 推進校(79校)で達成した 課題改善率 95%をめざす こととし、以降も段階的な 改善を図る。	
	児童生徒の登下校 中の事故件数 (教育委員会事務 局調べ)	35.6 件 (平成 28 (2016)~令和 2(2020)年の平 均)	23件以下 (令和3 (2021)~令和 7(2025)年の平 均)	市立小学校、中学校及び高等学校の登下校時における 事故報告の合計(直近5年間の平均値)	計画策定時における過去5年間の登下校時の事故件数のうち、最も件数が少ないH26(2014)の件数(23件)以下とすることをめざして、段階的に削減することを目標とする。	
施策7	里親の登録数 (こども未来局調 べ)	173 世帯 (令和2 (2020)年度)	252 世帯以上 (令和7 (2025)年度)	厚生労働省「福祉行政報告 例」における里親登録数の 実績値	家庭で養育が困難な児童を 家庭と同様の環境で養育するため、「社会的養護の推進 に向けた基本方針」により 取組を進めている。里親登 録数について過去5年間の 実績をもとに新規登録数を 推計するとともに、現在の 登録者の年齢構成等を見込 み、R7(2025)の目標値 を設定する。	
	地域で子どもを見 守る体制づくりが 進んでいると思う 人の割合 (こども未来局調 べ)	38.6% (令和3 (2021)年度)	54.0%以上 (令和7 (2025)年度)	要保護児童対策地域協議会 関係者アンケート調査において、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる(とても進んでいる)と思う人の割合	る体制づくりに向けて、地域の関係機関の連携強化の取組を推進することにより、段階的な上昇をめざす	
	ひとり親家庭が、各種支援により就労 につながった割合	73.0% (令和2 (2020)年度	80.0%以上 (令和7 (2025)年度)	自立支援プログラム策定者、各種受験対策講座の受講者、就業支援セミナー受講者等のうち、その後就労につながった者の割合	ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、効果的な就労支援を実施することにより、過去の就労決定人数の推移を参考に、R7(2025)に80%とする目標値を設定する。	

施策	名称 (指標の出典)	現状(直近の実績値)	計画期間における目標値	指標の説明	目標値の考え方
施策了	児童養護施設入所 児童や里親委託児 童等の大学等進学 につながった割合	32.0% (令和2 (2020)年度)	40.0%以上 (令和7 (2025)年度)	児童養護施設等を 18 歳以降に退所した児童のうち、大学や専門学校等(高等教育機関)に進学した児童数の割合	大学等への進学により、児童が社会的自立に向けた力を高めていくことに繋がることから、年2%ずつ自らの意思で大学等に進学する児童が増加するよう目標値を設定する。
施策8	学習支援・居場所づくり事業利用者の 高校等進学率 (健康福祉局調べ)	100% (令和2 (2020)年度)	100% (令和7 (2025)年度)	本市が実施している、学習 支援・居場所づくり事業を 利用する中学3年生の高校 等進学率の実績値	学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生について、すべての生徒の高校等進学を目標に取組を実施する。
	だい JOB センター の支援を通じて状 況が改善した割合 (健康福祉局調べ)	73.0% (令和2 (2020)年度)	75.0%以上 (令和7 (2025)年度)	だいJOBセンターの支援 開始時と終了時において評価を行い、「参加・意欲」「経済的困窮」「就労」のいずれかの状況が改善した割合	H29 (2017)から R2 (2020)の平均(73%)を基準とし、利用者に寄り添った支援を着実に実施することで、更なる向上を目標に取組を実施する。 ※H29 (2017)から R2 (2020)の実績値は年度により上下し、差があるため、平均値を基準に、毎年0.5%ずつ上昇させる。
	民生委員児童委員 の充足率 (健康福祉局調べ)	83.1% (令和2 (2020)年度)	98.2%以上 (令和7 (2025)年度)	民生委員児童委員現員数/ 民生委員児童委員定員数× 100(%)	全国平均や政令指定都市平均を大きく下回っている現状があるため、段階的に政令指定都市平均(97.2%(H26)(2014))を超える水準まで改善していくことを目標とする。
	障害福祉施設から の一般就労移行者 数 (健康福祉局調べ)	213人 (令和2 (2020)年度)	345 人以上 (令和7 (2025)年度)	就労移行支援事業、就労継 続支援A型・B型事業から 一般就労への移行者数(年 合計)	障害者雇用率の引上げが見込まれている業のではよりで表面の間、で変のでいるできるを用、企業の一般が対力しているでいるでは、でいるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、引き続きでは、引きがでいるが、引きができることではできなが、引きができるとを目標であるが、引きができる。とのではできないが、の増加数を略に、カーのではいる。では、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カー
施策 9	日中活動系サービ スの利用者数(健康 福祉局調べ)	6,142 人/月 (令和 2 (2020)年度)	7,254 人/月以上 (令和7 (2025)年度)	日中活動系サービスの利用 実績(各年度の3月実績)	※H30(2018)から対象の 事業所に就労定着支援を追加されること、及び国が示す指針や過去の実績を踏まえ必要なサービス量を算出し、目標値を設定する。

第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン

令和4(2022)年3月

編集 川崎市こども未来局総務部企画課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地電 話 044-200-1134

FAX 044-200-3190

EX-II 45kikaku@city.kawasaki.jp

